

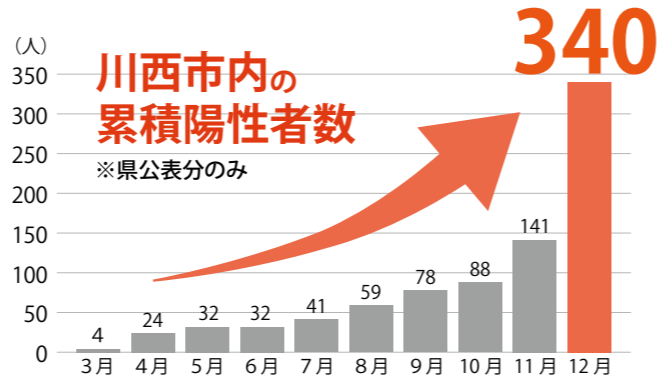


新型コロナウイルス感染症対策に関する情報をお知らせ

緊急事態宣言が再発出

2月7日まで、飲食店などの営業時間短縮や不要不急の外出自粛にご協力を

新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数が各地で過去最多を記録し続け、市でも陽性者が急増。医療現場はひっ迫し、近隣の病院では空き病床がないため救急搬送の時間が増えるなど、通常の医療が十分に提供できない状況です。感染拡大を食い止めるため2月7日(日)までを期間とし、兵庫県に緊急事態宣言が発出されました。飲食店への営業時間短縮要請、外出自粛の要請などにご協力ください。



飲食店など営業時間短縮のお願い

県内全域で、飲食店などを対象に営業時間を午後8時まで（アルコールの提供は午後7時まで）とする時短要請が行われています。

県が事業者に支給する協力金については、営業時間短縮・協力金コールセンター☎078(361)2501（平日午前9時—午後5時）にお問い合わせください。

不要不急の外出の自粛を

市民の皆さんには、不要不急の外出や移動について自粛をお願いします。特に午後8時以降は、不要不急の外出自粛が強く求められています。

新型コロナウイルスの感染リスクが高い場面を回避するために、日中も含めできる限り外出を控えてください。

公共施設の開館時間を短縮

公共施設の開館時間を、下表の通り午後7時までに短縮します。定員は50%以下とし、感染予防を引き続き徹底します。詳しくは各施設へ。※事態がさらに悪化した場合は、休館などを行う可能性があります。

開館時間が短縮される公共施設など

施設名	変更前	変更後
コミュニティセンター・芸術文化施設・アステ市民プラザ・パレットかわにし・総合センター・川西公民館	午前9時—午後10時	午前9時—午後7時
公民館(川西公民館を除く)・社会体育施設	午前9時—午後9時	午前9時—午後7時
共同利用施設	午前9時—午後8時	

となる飲食などに重点を置き、県内全域で飲食店などを対象に時短要請が行われています。事業者の皆さまには、大変厳しい決断を強いることとなりますが、1日でも早い収束に向け、ご協力をお願い申し上げます。

また、市民の皆さまには、マスクの着用、手洗い・手指消毒の徹底、不要不急の外出自粛など、感染予防の取り組みを改めてお願いします。多くのご不便をおかけしますが、一人一人が“うつらない・うつさない”を心掛け、ともにこの難局を乗り越えましょう。

越田 謙治郎

医療・福祉を維持するために

皆さんの協力が不可欠です

受診前には電話相談
受診時にはマスクの着用を

新型コロナウイルス感染症の新規陽性者が急増し、医療体制は非常に厳しい状況が続いています。今回の緊急事態宣言はこの現状に歯止めをかけ、新規陽性者数を減少傾向に転じさせることを目的としています。

医療崩壊を起こさないために、発熱症状などがある場合は、直接病院に行くのではなく、かかりつけ医に必ず電話相談するようにしてください。緊急時や相談先に迷う場合は、下記に電話相談してください。市民の皆さんのご協力をお願いします。

☑伊丹健康福祉事務所（保健所）
平日午前9時—午後5時半 ☎072(785)9437

☑新型コロナ健康相談コールセンター
土・日曜日、祝日含む24時間 ☎078(362)9980

医療機関では、院内感染によるクラスターを発生させないために、新たに多くの感染対策を実施しています。受診時には、必ずマスクの着用をお願いします。

問い合わせ 保健センター ☎072(758)4721

外出自粛中は要注意 運動・食生活・会話で 健康二次被害を予防

問い合わせ 保健センター ☎072(758)4721

外出自粛による運動・会話不足で「健康二次被害」が懸念されます。運動不足は筋肉量の低下や基礎疾患の悪化を招き、市内で転倒して救急搬送されるケースも増加しています。また、会話の減少は認知機能の低下をきたします。

外出を自粛している期間も、次の3点に気を付

サービス利用前に検温
同居家族もマスクの着用を

新型コロナウイルスの感染リスクを抱えながら献身的に働く福祉従事者の皆さん。見通しの立たない状況の中で感染防止のために工夫をしながら、市民生活を支えるために尽力しています。

福祉従事者とその家族の中には、心無い言葉や扱いを受けてつらい状況にある人もいます。市に相談が寄せられています。他にも、利用者の自宅で行う訪問看護の場合、利用者や家族がマスクをしていなかったり、寒いからと換気させてもらえなかったりするケースもあるようです。

市内の福祉現場を崩壊させないために、皆さんも下記にご協力をお願いします。

- ☑サービスの利用時には、マスクを着用する
- ☑訪問を伴うサービスの利用時には、利用者と同居家族もマスクを着用する
- ☑利用者や同居家族がPCR検査を受けるなど、新型コロナウイルスに感染した可能性がある場合には、必ず利用事業者かケアマネジャーに電話連絡する
- ☑サービス利用前に検温を行い、発熱があれば利用事業者かケアマネジャーに電話連絡する。その後、かかりつけ医などに電話相談をする

介護サービス事業所を利用する際の注意点
問い合わせ 介護保険課 ☎072(740)1149
障害福祉サービス事業所を利用する際の注意点
問い合わせ 障害福祉課 ☎072(740)1178

けて健康二次被害を予防しましょう。

- ①屋外での人混みを避けたウォーキングや家でできる体操、息が弾む程度にこまめに体を動かす
- ②3食バランスよく食べて規則正しく生活する
- ③電話などで家族や友人と交流する

きんたくん健幸体操で 転倒予防やストレッチ

自分の運動能力に合わせて選べる体操動画を公開しています。DVDの貸し出しを希望する場合は保健センターに電話してください。



動画はこちら



市長から市民の皆さんへ

1日でも早い収束に向けて 新型コロナの拡大防止に協力を

1月14日から2月7日まで、緊急事態宣言の対象区域に兵庫県全域が指定されました。市においても、さまざまなケースを想定する中で必要に応じて追加対策を具体化し、職員一丸となって取り組んでまいります。

さて、今回の緊急事態宣言では感染拡大の要因の一つ